

亀山市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月8日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称
みずきが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 稲垣 孝喜
 亀山市みずきが丘28番地13
変更後 植田 尋
 亀山市みずきが丘1番地7
- 3 変更の年月日
平成31年4月1日
- 4 変更の理由
任期満了による